

令和7年度 茨城町立葵小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（平成25年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

上記の考え方の下、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢は、以下の5つのポイントである。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- (5) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、児童が友達と関わり合いながら学び合うことを通して、基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を得ることができるようにする。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも、「傍観者」としていじめに加担していることを意識させる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

ア ペア・グループ活動の充実

児童が主体となって課題解決を行う活動を通して、自己理解、他者理解に努めさせ、よりよい友達関係を構築し、仲間づくりの基礎を培う。

イ ローテーション道徳、交換授業の実施

ローテーション道徳、交換授業を行うことで、担任だけでなく、多くの教員の目で児童を見ることができ、学校全体で児童の指導に当たる雰囲気作りにつなげる。

ウ いじめの早期発見に向けた取り組み

いつでも気軽に相談ができるよう葵相談室を設置し、いじめの早期発見につなげる。また、トモリンクスを使い、児童の心のわずかな変化に気付けるようにしていく。

エ 人権コーナーの充実

人権コーナーを設置し、人権に対する正しい知識を身に付けるとともに、自分や友達を大切にしていこうとする意欲や態度を育てていく。

- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自己肯定感を育む教育活動を推進する。

ア 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は、学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

(ア) 学び合いの充実

(イ) 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実

(ウ) 児童が主体的に取り組める学習の工夫や個別最適な家庭学習

イ 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

構成的グループエンカウンターを随時行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、その中で認められる自分が存在するを感じることによって、自己肯定感を高め、明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。

- ウ 安心して自分を表現できるカリキュラムの作成
年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。
- エ 人とつながる喜びを味わう体験活動
友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

- (1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
 - ア 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察をていねいに行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
 - イ おかしいと感じた児童がいる場合には、学年や職員集会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
 - ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合には、スクールカウンセラー等との面談や校内教育相談活動で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
 - エ 「学校生活に関するアンケート」を年3回行くと同時に教育相談を実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を目指す。
 - オ 児童を対象とした「学校生活アンケート」保護者を対象とした「いじめアンケート」を年3回行い、未然防止・早期発見・早期対応に努める。
- (2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。
 - ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
 - イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
 - ウ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
 - エ 学校内だけでなく、教育委員会をはじめ関係機関と連携して解決にあたる。
 - オ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら指導を行っていく。
- (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組
 - ア いじめ問題が起きたときには、家庭と連携して、情報の共有化を図ることとする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
 - イ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「茨城県いじめ・体罰解消センター」等の相談窓口の利用も検討する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

- (1) 学校内の組織
 - ア 生徒指導部による児童の情報共有。（職員会議、職員集会時）
問題傾向を有する児童について、全教職員が現状や指導についての情報の交換及び共通行動についての話し合いを行う。
 - イ 「いじめ防止対策委員会」
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学校運営協議会委員によるいじめ防止対策委員会を設置する。いじめの認知や情報共有、解決に向けた取組、未然防止策について協議する。
- (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織
いじめが疑われる事案が発生した場合は、すぐに教頭に報告するとともに、いじめ防止対策委員会を開催し、敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくって対処する。

5 いじめ防止対策委員会

(1) 構成

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、学級担任、（必要に応じて）学校運営協議会委員

(2) 内容

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成
- イ 校内研修会の企画立案
- ウ 葵相談室、トモリンクスを周知し、いじめの早期発見に向けた取組
- エ アンケートの実施と結果報告
- オ 未然防止、早期発見のための取組
- カ 各学級の状況把握と「いじめ防止対策委員会」の緊急招集
- キ いじめの被害者、加害者、全校児童に対する具体的指導方針の決定
- ク 保護者との連携によるいじめの解決指導
- ケ 教育委員会、警察等関係機関等との連携によるいじめの解決指導
- コ 事態収束までの継続指導と経過観察
- サ いじめの事実関係の記録と継続的な保管

6 いじめ防止対策年間指導計画

	教職員研修・取組	児童の活動	保護者への啓発
4月	・1日の児童の生活及び教師の動きの共通理解 ・葵相談室、トモリンクスの周知（通年）	・「生活のやくそく」による生活の約束の確認 ・葵相談室、トモリンクスの確認	・「生活のやくそく」の配付による生活の約束の確認 ・学級懇談会での啓発
5月	・担当委員会で、児童の相互理解が進むような企画の促進	・クラス遊びを企画（各学級）	
6月	・学校生活アンケート、教育相談ポストを活用した個別面談による不安解消	・学校生活アンケート（1回目）	・保護者いじめアンケートの実施（1回目）
7月	・学校生活アンケートを基にした個別面談	・Q U調査の実施（1回目）	
8月	・Q U調査結果による検証		
9月	・Q U調査結果を基にした問題解決への手立ての実施		
10月	・学校生活アンケートによる実態把握及び問題解決への手立ての確認	・学校生活アンケート（2回目）	・保護者いじめアンケートの実施（2回目）
11月	・担当委員会で、児童の相互理解が進むような企画の促進		
12月	・Q U調査結果による変容の検証		
1月	・学校生活アンケートを基にした人間関係の把握及び、個別面談による不安解消	・学校生活アンケート（3回目） ・Q U調査の実施（2回目）	・保護者いじめアンケートの実施（3回目）
2月	・6年生を送る会に向けての学級発表の企画・練習	・6年生を送る会の企画・練習	
3月	・6年生を送る会の運営	・6年生を送る会	

